

**「町田駅周辺における交通基盤等検討業務委託」
受託候補者選定のためのプロポーザル説明書**

2025年 4月 9日公表

1 事業の経緯、契約の目的

2024年6月に策定した「町田駅周辺開発推進計画」で示す「まちの玄関口にふさわしい賑わいと空間の創出」、「まち全体の回遊性向上と交通結節点としての機能強化」、「地域の特徴を最大限に活かした街並みの形成と環境づくり」の実現に向け、本業務においては、町田駅周辺における交通基盤及び公共空間の検討として、以下の2点を目的とする。

- (1) 駅周辺の再開発や多摩都市モノレール延伸を見据えた、新バスセンターやペDESTリアンデッキ等の整備について、交通課題の解決だけでなく公共空間のデザインも含めて具体的に検討
- (2) 「(仮称) 町田駅周辺交通基盤・公共空間等整備方針(骨子案)」の策定支援

2 業務の概要(※詳細は仕様書を参照)

- (1) 交通ターミナルの配置計画案の検討
 - ア 基本方針の整理
 - イ 交通ターミナルのレイアウト案の作成
 - ウ レイアウト案の比較検討
- (2) 駅周辺の交通計画の検討
 - ア 基本方針の整理
 - イ 駅周辺の再開発及び多摩都市モノレール町田方面延伸後の交通計画の検討
- (3) 歩行者動線及びペDESTリアンデッキの検討
 - ア 条件整理
 - イ 基本方針の整理
 - ウ 駅周辺の再開発を踏まえたペDESTリアンデッキの配置検討
- (4) 駐車場及び駐輪場の計画検討
 - ア 基本方針の整理
 - イ 必要な台数の検討
 - ウ 配置案の比較検討
- (5) 検討委員会等の運営支援
 - ア 関係者協議の資料作成等
 - イ 町田駅周辺交通基盤・公共空間等検討委員会の運営支援
- (6) (仮称) 町田駅周辺交通基盤・公共空間等整備方針の中間とりまとめの作成
 - ア 骨子案(素案)作成
 - イ 市民意見募集の意見取りまとめ等

3 契約の概要

契約件名	町田駅周辺における交通基盤等検討業務委託
契約期間	契約日から2026年3月13日まで
履行場所	町田市が指定する場所
委託する業務	町田駅周辺における交通基盤等検討業務委託仕様書のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約保証金の納付は免除する。
契約代金の支払方法	契約代金は、業務完了後に一括して支払う。
契約目途額 (予定価格)	契約金額の上限は48,000,000円(税込)とする。

4 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

5 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とし、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、町田市における競争入札参加資格者名簿に申請業種（種目）「都市計画・交通関係調査業務」で登録されていること。（JVの場合は、代表者が登録されていること）
- (2) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和62年5月1日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成21年12月1日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (3) 委託業務を実施する事業所等が都内又は近郊に所在すること。
- (4) 経営不振の状態にないと認められること。
- (5) 本件と類似する契約実績を有すると認められること。

※類似する契約実績とは、複数の鉄道駅が結節するターミナル駅周辺の交通に関する計画策定や検討業務（現在、受託中であるものも含む。）をいう。また、法人としての実績に加え、業務責任者になる予定の者の実績も必要とする。

6 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2025年 4月 9日 (水)
(2)	資料配付	2025年 4月 9日 (水)
(3)	参加申請の受付	2025年 4月18日 (金) 午後4時まで
(4)	ヒアリング時間等の通知	2025年 4月21日 (月)
(5)	質疑の提出	2025年 4月30日 (水) 午後4時まで
(6)	質疑の回答	2025年 5月 1日 (木) 午後4時まで
(7)	提出書類の作成、提出	2025年 5月15日 (木) 午後4時まで
(8)	ヒアリング等開催通知	2025年 5月16日 (金)
(9)	プレゼンテーション、ヒアリング	2025年 5月22日 (木) 午後の指定時間
(10)	評価、採点	ヒアリング実施後
(11)	結果通知、結果公表	2025年 5月23日 (金)
(12)	契約内容の調整、仕様書の決定	2025年 5月23日 (金) まで
(13)	見積書の提出	2025年 5月30日 (金) 予定
(14)	契約書の調印	2023年 5月30日 (金) 予定

7 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書
- ② 町田駅周辺における交通基盤等検討業務委託仕様書
- ③ 別紙1 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ④ 業務委託契約書及び約款
- ⑤ プロポーザル参加申請書
- ⑥ 質疑書
- ⑦ 提案書
- ⑧ 企画書
- ⑨ 業務責任者実績書
- ⑩ 類似契約実績書

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(3) 参加申請書類の提出

参加を希望する事業者は、下記書類を、2025年 4月18日午後4時までに、都市づくり部都市政策課中心市街地開発推進室に郵送、メール又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

(4) 参加申請審査結果の通知

「参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請審査結果通知書」を電子メールで送付します。

(5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「9. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：案件番号質疑＋参加業者名＋送信年月日

例：△△△質疑株式会社▲▲▲250410

(案件番号△△△の場合で、株式会社▲▲▲が2025年4月10日に質疑書を送信した場合)

(6) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

プロポーザル参加者全員へ通知後「質疑回答書」は、町田市ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2025年5月14日午後4時までに、都市づくり部都市政策課中心市街地開発推進室に郵送又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
【共通事項】 ・特に指定がある場合を除き、A4又はA3判普通紙を使用し、文章は横書きとしてください。 ・文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 ・提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないください。	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 ＜指定様式＞	・必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。 ・提出部数は1部です。
見積書 ＜様式自由＞	・様式は自由です。業務(1)及び(2)の各金額(経費含む)が分かるようにし、できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 ・見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約別途額を超える金額は記載できません。 ・ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。

企画書 ＜様式自由＞	・次の課題又はテーマについて記述してください。 ① 町田駅周辺交通基盤・公共空間等検討委員会の進め方について 町田市では、検討委員会のスケジュールを別紙（今後の流れ）の通り予定しているが、第一回 検討委員会（2025.2.13）を経て、第二回以降の各回で議論する内容について詳細化する必要があります。 これを踏まえ、スケジュール案及び各回論点事項を詳細化し、特に方針骨子案の作成・公表（2025 年度末予定）までの検討委員会については、提示資料と作成のための分析手法を他都市の事例も踏まえながら提案してください。 ② 町田駅周辺の交通基盤・公共空間の将来像について 町田市では、町田駅周辺の交通基盤・公共空間の将来像について、別紙（課題解決に向けた検討事項）の内容を検討のうえ、具体的なイメージを示していく予定です。別紙の内容については、第一回 検討委員会（2025.2.13）を経て、駅周辺再開発と連携した交通課題の解決だけでなく、人々の街中での過ごし方や使い方、中心市街地全体の回遊性向上の観点を追加する必要があります。 これを踏まえ、町田駅周辺の交通基盤・公共空間の将来像のイメージについて、現状の町田駅周辺の課題認識や将来的に求められる機能・空間を描くための検討事項も含め、他都市の事例も踏まえながら提案してください。 ③ 市民への情報発信について （仮称）町田駅周辺交通基盤・公共空間等整備方針骨子案（素案）を公表（2025 年度末予定）し、市民意見募集を実施するにあたっては、街を利用する際のイメージ（例：駅間の乗り換えのし易さ、ペDESTリアンデッキの歩きやすさ等）を市民に具体的に伝えることが重要です。 これを踏まえ、市民理解や共感が得られる方針骨子案の編集方法を提案してください。 ・ページ数は全体で6ページ以内（A 3判の場合は3ページ以内とし、横置き・横書きでA 4判に折りたたむ）とします。提出部数は8部です。
工程計画表・実施体制 ＜様式自由＞	・業務実施スケジュールを記載し、それを遂行する実施体制について記載してください。 ・ページ数は2ページ以内（A 3判の場合は1ページ以内とし、横置き・横書きでA 4判に折りたたむ）とします。提出部数は8部です。
業務責任者実績書 ＜指定様式＞	・契約締結後に業務責任者になる予定の者が、本件と類似した契約に責任者として携わった経験がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。 予定業務責任者が過去に所属していた企業における実績も含めます。なお、2015年4月1日から2025年3月31日までの間に完了業務に限ります。 ※類似契約が複数ある場合は代表的な3件を記載し、各種受賞歴等も記載してください（実績数や受賞歴も評価の対象とします）。 ページ数は1ページ以内、提出部数は1部です。

類似契約実績書 ＜指定様式＞	法人として、本件と類似した契約を履行した実績がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。 なお、2015年4月1日から2025年3月31日までの間に完了業務に限ります。 ※類似契約が複数ある場合は代表的な3件を記載し、各種受賞歴等も記載してください（実績数や受賞歴も評価の対象とします）。 ページ数は1ページ以内、提出部数は1部です。
契約書の写し	類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。 提出部数は、契約案件ごとに1部です。
【書類の綴り方】 ※提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。	

(8) ヒアリング等開催通知

プロポーザル参加者に、電子メールで「ヒアリング等開催通知書」を送付し、プレゼンテーション又はヒアリングを行う日時と会場を指定します。

参加者が3者を超えた場合、一次審査を行い、合格した者のみ、プレゼンテーション又はヒアリングを実施します。

一次審査は、提出書類について、実績（配点20点）及び価格（配点10点）を事務局にて基準に基づき評価し、上位3者を合格とするものとし、不合格となった者については、実績及び価格以外の評価は行いません。

なお、参加者が3者以下の場合は、一次審査は行いません。

(9) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行ないます。プレゼンテーション又はヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2025年5月22日（木）午後 集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市庁舎 会議室
内容	始めに、提出した企画書等の内容について、20分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約15分間とします。

項目名	注意事項等
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、3名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(10) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況の評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目	配点
実績	20点
企画書について	
① 町田駅周辺交通基盤・公共空間等検討委員会の進め方について	20点
② 町田駅周辺の交通基盤・公共空間の将来像について	20点
③ 市民への情報発信について	10点
プレゼンテーション	10点
業務実施体制	10点
価格	10点
	100点

最高得点を取得した者が2人以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。なお、最高得点を取得した者が2人以上あり、見積金額が同価であった場合は、くじ引きとします。

(11) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員にメールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(12) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と都市づくり部都市政策課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(13) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(14) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。

- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市都市づくり部都市政策課都中心市街地開発推進室 (町田市庁舎8階)

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話：042-851-7576 (直通)

FAX：050-3161-5502

e-mail：toshi070_04@city.machida.tokyo.jp